

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則
- ◇告示 昭和三十三年度第三次二等陸、海、空士の募集
  - 土地改良事業の認可
  - 土地改良事業の認可
  - 土地改良区の設立認可
  - 土地改良区の設立認可
  - 土地改良区の設立認可
  - 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票交付
  - 県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票交付
  - 炭を予防注射の実施
- ◇人委規則 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正

## 規則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則をここに公布する。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第三十一号

#### 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則

##### (目的)

第一条 この規則は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号。以下「法」という。）に基づき、行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

##### (遺留物件の処理)

第二条 市町村長は、行旅死亡人の遺留物件のうち有価証券及び見積価格十円未満の物件は、二人以上の者の見積書により売却することができる。

##### (費用弁償の請求)

第三条 市町村長は、法第五条又は第十三条の規定により救護又は取扱費用を県に請求するときは、行旅病人

救護（行旅死亡人取扱）費用請求書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 被救護者、扶養義務者及び相続人等から費用の弁償を得ることのできないことを証するに足る書類。
- 二 証ひよう書類の写
- 三 行旅死亡人については司法警察官の死体検視調査の写

（費用の返還）

第四条 市町村長は、県から行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱費用の弁償を受けた後、被救護者、扶養義務者又は相続人等から費用の全部又は一部の弁償を得たときは、ただちに弁償額に相当する額を県に返還しなければならない。

（費用の限度）

第五条 第四条の規定により、県に請求することのできる費用の範囲及び限度は、別表のとおりとする。ただし、特別の事由により知事の承認を受けたときは、この限りとなす。

（救護取扱の記録）

第六条 市町村長は、この規則に基いて救護又は取扱をしたときは、次の台帳にそのてん末を記録しておかなければならない。

- 一 行旅病人救護（行旅死亡人取扱）台帳（様式第二号）
- 二 行旅死亡人遺留物件保管台帳（様式第三号）

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 行旅病人、行旅死亡人及其ノ同伴者取扱手続（大正七年八月鳥取県訓令第四十号）は、廃止する。ただし、この規則の施行前に救護した、被救護者及び取扱つた行旅死亡人については、なお従前の例による。

様式第一号

行旅病人救護（行旅死亡人取扱）費用請求書

一金 円也

ただし、 年 月 日に救護した（取扱

つた）行旅病人救護（行旅死亡人取扱）費繰替支弁金として、内訳は別紙計算書のとおり

右請求いたします。

年 月 日

鳥取県知事 殿 市町村長名

（別紙）

行旅病人救護（行旅死亡人取扱）費計算書

年 月 日第 号救護（取扱）報告

年 月 日第 号制限外支出認可

行旅病人（行旅死亡人）

住所 氏名 年 月 日

年 月 日救護（取扱）開始

年 月 日救護（取扱）終了

請求額一金 円也

支出額	円也			
収入額	円也			
支 出				
種 別	数量	単 価	金 額	摘 要
二 収 入				
種 別	数量	単 価	金 額	摘 要

右のとおり相違ありません

年 月 日

市町村長 印

備 考

一 氏名が不明であるときは、性別を記入のこと。

二 年令が不明であるときは、推定年令を記入のこと。

三 医師の診療報酬の内訳として、保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令

(昭和三十二年厚生省令第十四号)様式第二号に定める書類に診療担当医師の署名捺印を得て計算書に添付すること。  
 四 公告料を請求するときは、広告掲載新聞紙を添付すること。

様式第二号  
 行旅病人救護(行旅死亡人取扱)台帳

救護(取扱)番号	救護(取扱)年月日	救護(取扱)終了年月日	本籍地	住所	氏名	生年月日	性別	職業

人相及び特徴	着衣	救護(取扱)場所	病名又は死因	所持又は遺留金品	救護(取扱)てん末	費用の弁償方法	扶養義務者又は相続人住所氏名	その他参考事項

様式第三号  
 行旅死亡人遺留物件保管台帳

取扱番号	本籍	住所

氏名	品名	数量	評価額	処分金額	取扱い金額	差引金額	処分の方法及び摘要

別表

費用弁償の限度額

- 一 医師の診療報酬は、健康保険法及船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法(昭和十八年厚生省告示第六十六号)により算定した額。
- 二 食糧費 一食 三十円以内
- 三 看護人費(医師が特に看護人を必要と認めた場合に限る。)

種別	病類	別	一日の派遣料
第一類	コレラ、ペスト、発疹チブス、天然痘	看護婦	五六〇円
第二類	前類以外の法定伝染病、開放性結核	看護婦	四五〇円
第三類	その他普通疾病	看護婦	三七〇円

- 四 被服費 被服を必要とする場合に限り最低実費
- 五 寝具費 借入に要する最低実費
- 六 薪炭油費 特に必要とする場合に限り最低実費
- 七 借家料 最低実費
- 八 護送及び運搬費
  - イ 鉄道賃及び船賃 三等の運賃
  - ロ 車賃 実費
- ハ 死体運搬人夫賃 人夫一人一日につき五〇〇円以内(二人を超えてはならない。)
- ニ 死体番人料 特に必要とした場合に限ることとし二人以内 一人三〇〇円以内(八時間基準)
- 九 死体検案料及び検案書料並びに葬祭費
  - イ 死体検案料 五〇〇円以内
  - ロ 検案書料 一通一〇〇円
- ハ 葬祭費 市にあつては、大人二、七〇〇円以内、小人にあつては二、二〇〇円以内
- その他の町村にあつては、大人二、四〇〇円以内、小人にあつては一、九〇〇円以内

ただし、次に掲げる事項に該当するときは、その相当額を控除しなければならない。

イ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第九十二条の規定による検視が行われたときは、死体検案料及び検案書料の額

ロ 土葬にしたときは火葬費の額 ただし、火葬費の額は、市にあつては大人七二〇円以内、小人にあつては、五五〇円以内その他の町村にあつては、大人六四〇円以内、小人四八〇円以内

十 公告料 一、〇〇〇円以内

告示

鳥取県告示第三百八十四号

昭和三十三年度第三次二等陸、海、空士の募集について次のとおり定める。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 応募資格

昭和九年一月二日から昭和十六年一月一日までの間に生れた（昭和三十四年一月一日現在一八才以上二五才未満）日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しない者

二 試験科目

中学校卒業程度の学力について行う筆記試験（国語、数学、社会）、身体検査及び口述試験とする。

三 受付期間

昭和三十三年九月一日から十月十日まで

四 志願票提出先

志願者の現住所の市町村役場

五 試験期間

昭和三十三年十月十九日から十一月五日までの間

六 試験場所

イ 普通試験場 鳥取市、倉吉市、米子市  
ロ 特設試験場 境港市、用瀬町、黒坂町

（注） 特設試験場とは、筆記試験のみを行い、これに合格した者はその場で発表し、後日行わる普通試験場（イ）で身体検査及び口述試験を受けるものとする。（試験場の選択は、受験者の自由）

七 その他

試験日時及び試験場については、後日決定し再告示する。

鳥取県告示第三百八十五号

昭和三十三年十月十八日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする暗渠排水新設土地改良事業については審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧期間

昭和三十三年八月二十七日から同年九月十五日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡羽合町大字羽合 羽合土地改良区事務所

鳥取県告示第三百八十六号

昭和三十三年十一月二十八日付で日置谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする農道新設土地改良事業については審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧期間

昭和三十三年八月二十七日から同年九月十五日の二十日間とする。

二 縦覧場所

気高郡青谷町大字奥崎 日置谷土地改良区事務所

鳥取県告示第三百八十七号

昭和三十三年十一月二十八日付で気高郡青谷町大字上露谷吉田一雄ほか十四人の者から申請のあつた上露谷土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十三年八月二十七日から同年九月十五日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

気高郡青谷町大字青谷 青谷町役場

鳥取県告示第三百八十八号

昭和三十三年十一月七日付で倉吉市北野森本晴美ほか十五人の者から申請のあつた北野土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十三年八月二十七日から同年九月十五日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市 倉吉市役所

鳥取県告示第三百八十九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三十三号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	中川 祐雄	一八三	昭和三十三年八月二十二日

河下 清美	一八四
吉浦 保	一八五
伊藤 清美	一八六
岡田 達雄	一八七
信原 武敏	一八八
井上 喜邦	一八九
田栗 繁夫	一九〇

宮川 民夫 一九一

谷本 万嘉 一九二

秋藤 栄 一九三

鳥取県告示第三百九十号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三十三号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	中川 祐郎	一八三	昭和三十三年八月二十二日

河下 清美	一八四
吉浦 保	一八五
伊藤 清美	一八六
岡田 達雄	一八七
信原 武敏	一八八

鳥取県告示第三百九十一号

次のように炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛、馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年八月二十六日  
鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 炭そ予防のため  
二 実施の区域 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛、馬。ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日	別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法	炭そ予防注射—炭そ第二予防液皮下注射
別表	
実施期日	実施区域
九月八日	東伯郡東伯町古布庄
"	赤碕町赤碕
九月九日	東伯町下郷
"	赤碕町安田
九月十日	東伯町上郷
"	赤碕町成美
九月十一日	東伯町浦安
"	西伯郡中山町下中山
"	東伯郡北条町下北条
九月十二日	東伯町八橋
"	西伯郡中山町上中山
"	東伯郡北条町中北条
"	中北条
実施場所	
	古布庄家畜検査場
	赤碕
	下郷
	安田
	上郷
	成美
	浦安
	下中山
	下北条
	八橋
	上中山
	中北条

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年八月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。第二条を次のように改める。

（給料を調整する職及び調整額）

第二条 給料の調整を行う職は、次表上欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表中欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員の給料月額に同表下欄に掲げる調整率を乗じて得た額とする。

勤務 箇所 職 員 調整率

鳥取県立盲学校	鳥取県立ろう学校	校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者に限る。）及び実習助手及び寮母	百分の八
倉吉市立明倫小学校皆成分校	倉吉市立福生小学校皆成分校	教諭及び助教諭	百分の四
倉吉市立西中学校皆成分校	米子市立第二中学校皆成分校	教育に直接従事する主任、教諭及び児童指導員（校長及び園長を除く。）	百分の四
聖徳学校	皆成学園		

第三条を次のように改める。第三条（調整額の取扱）

第三条 給料の調整額を支給する職員に対する期末手当、勤勉手当及び給与条例第十六条に規定する勤務一時間当りの給与額の計算においては、給料と給料の調整額とを加えたものをもつてその基礎となる給料月額とする。

附 則

この規則は、昭和三十三年九月一日から施行する。